

災害時の地域ぐるみの助け合い～避難行動要支援者制度を活用しましょう～

避難行動要支援者制度とは？

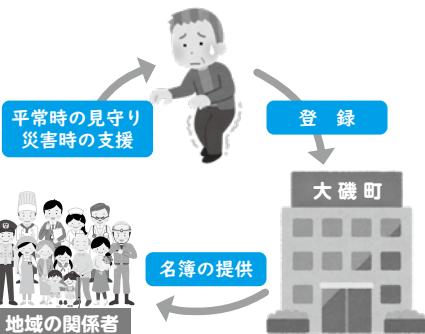
災害時に一人で避難することが困難、または何らかの支援を必要とする方を、避難行動要支援者として名簿に登録することで、災害時の安否確認や避難誘導などの支援に活用するための制度です。

対象となる方

- ・身体障がい：1級・2級、知的障がい：A1・A2、精神障がい：1級
- ・要介護状態区分：3以上など

(※施設に入所されている方は、本制度の対象とはなりません。)

支援が必要な方を、
地域で助け合うこと
が大切です！



個別避難計画

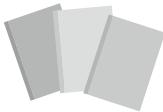
～一人ひとりの避難方法を確認～

令和5年度には、要支援者一人ひとりの避難計画である「個別避難計画」の作成に着手し、自治会や民生委員の皆さんのご協力によって名簿登録者のうち73.8%の計画作成が完了しました。

令和6年度の防災訓練では、各地域により個別避難計画に基づいた避難訓練を実施するなど、避難支援に活用しています。

避難行動要支援者名簿への登録

登録を希望される方は、「大磯町避難行動要支援者登録同意確認書」をご提出ください。



ご記入いただいた情報は、平常時から自治会、民生委員など、避難支援に携わる方に提供され、見守りや支援活動に活用されます。

ご不明点がある方は危機管理課までお問い合わせください！

山林の立木を伐採するときや、土地を取得したときは届出が必要です

	森林の土地の所有者届出制度	伐採及び伐採後の造林の届出制度
届出が必要な場面	相続や売買契約、贈与などで森林の土地を新たに取得した場合	森林の立木を伐採する場合 ※伐採する立木が一本でも必要です。
提出期限	所有者となった日から90日以内 ※相続の場合は、被相続人の死亡日が「所有者となった日」となります。	伐採を始める日の90日前から30日前まで ※伐採や造林を完了した日から30日以内に状況報告書の提出が必要な場合もあります。
届出の方法など	・届出様式は、町役場本庁舎で配布。町ホームページでもダウンロード可能です。 ・届出の対象外の場所等もあります。事前にお問い合わせください。	

社会保険に加入したら国民健康保険脱退の手続きが必要です

就職等により社会保険に加入した場合には、国民健康保険脱退の手続きが必要です。手続きをしないと引き続き保険税が請求されます。マイナ保険証の利用登録をしている場合でも手続きは必要ですので、ご注意ください。

また、離職等の場合には国民健康保険加入の手続きが必要です。窓口または郵送等で早めに手続きをするようお願いします。詳細は町ホームページをご覧ください。

▶脱退手続きに必要なもの

- ・新しく発行された資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険資格取得証明書のいずれか（コピー可）
- ・不要になった資格確認書等
- ・マイナンバーのわかるもの
- ・記入済みの国民健康保険被保険者資格喪失届（郵送の場合）